

津軽広域水道企業団公告第3号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月15日

津軽広域水道企業団
企業長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する業務

- (1) 入札方式 条件付き一般競争入札（事前審査型）
- (2) 入札参加形態 単体企業
- (3) 業務番号 第委4-73号
- (4) 業務名称 送水管路（弘前地区）弁類点検整備業務委託（令和5年度）
- (5) 業務場所 黒石市大字石名坂外 地内
- (6) 委託期間 令和5年4月1日から令和5年9月29日まで
- (7) 業務概要 送水管路（弘前地区）弁類点検整備 1式
送水管路弁類点検整備 1式
- (8) 支払条件 前払金 無し 部分払 無し
- (9) 予定価格 公表しない
- (10) 最低制限価格 設定有り

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 公告日現在において、令和4・5年度津軽広域水道企業団有資格業務委託業者名簿の種目「送水等管路関係保守点検」に登録されている本社（本店）並びに支社（支店）及び営業所等を次の地域に有していること。

弘前市、黒石市、つがる市、五所川原市、平川市（平成17年12月31日における尾上町及び平賀町の区域に限る。）、青森市（平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町。

- (6) 元請として同種業務における業務完了実績は求めない。
 (7) 次の要件を満たす主任担当者を配置できること。
 当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。（入札参加資格審査申請日において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。）

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格審査申請書の受付	令和5年2月15日（水）から 令和5年2月28日（火）正午まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	令和5年3月1日（水）予定	FAX及び郵送
資格審査結果の問合せ	令和5年3月2日（木）正午まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	令和5年3月3日（金）予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与受付	令和5年2月15日（水）から 令和5年2月28日（火）正午まで	津軽事業部総務課
質問の受付	令和5年2月15日（水）から 令和5年2月28日（火）正午まで	FAX （電話：FAX送信連絡のみ）
質問の回答（最終）	令和5年3月2日（木）予定	FAX
入札書到着期限	令和5年3月7日（火） 必着	
入札（開札）	令和5年3月8日（水） 午前10時00分	津軽事業部総務課

※上記の資格審査申請書の受付、設計図書等の貸与受付及び質問の受付については、土曜日、日曜日及び休日を除く**午前9時から午後4時まで**（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に掲げる資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
 (2) 提出書類 （様式は津軽広域水道企業団津軽事業部ホームページよりダウンロードすること。）
 ア 申請書
 イ 配置予定者調書（主任担当者）
 ・「法令による資格・免許」及び「業務経歴」欄への記載は任意とする。
 ・雇用状況を確認できる書類（健康保険証などの写し）を添付すること。
 ウ 誓約書（本公告に添付の様式を使用すること。）
 エ 返信用封筒（長形3号）：宛先を記入の上、返信用84円切手を貼付したもの。
 (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
 (4) その他
 ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
 イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAX及び郵送により通知する。

ウ 前述2に掲げる資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせることができる。

5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、前述2（5）に掲げる要件に該当する者に対して貸与するので、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課において、**設計図書等受領書（本公告に添付の様式を使用すること。）**と引き換えの上、受け取ることができる。なお、設計図書等の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課へ電話連絡の上、FAXにより質問書（任意様式）を提出すること。なお、回答は入札参加予定者全者にFAXにより通知する。
 - ・業務担当課（者）へ直接問い合わせしてはならない。（この場合、入札に参加できないことがある。）
- (3) 貸与した設計図書等は、**令和5年3月7日（火）までに返却すること。**

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出は、**一般書留又は簡易書留による郵送とする。**
- (2) 入札書の日付は、**入札日（令和5年3月8日）**を記載すること。
- (3) 入札書郵送用封筒の記載等については、津軽広域水道企業団津軽事業部ホームページに掲載の「郵便入札の実施について（特例措置）」を確認すること。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。また、有価証券等の提供、銀行又は企業長が確実と認める金融機関の保証をもって、その納付に代えることができる。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。なお、資格の審査結果において、入札参加資格があると認定された者であっても、入札時点において前述2に掲げる資格を喪失した者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は**3回限り**とする。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約の締結

- (1) 落札決定日の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。

- (2) 落札決定後、契約締結までの間において、落札者が企業長の指名停止の措置を受けたり、前述2に掲げる資格を喪失した場合には、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部業務委託契約最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格未満の入札金額をもって入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の特例措置として郵便入札を実施することから、入札参加希望者は、津軽広域水道企業団津軽事業部ホームページに掲載の「郵便入札の実施について（特例措置）」を熟読の上、入札に参加すること。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
TEL 0172-52-6033
FAX 0172-53-2983

設計図書等受領書

令和5年2月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

業務番号
第委4-73号

業務名称
送水管路（弘前地区）弁類点検整備業務委託（令和5年度）

上記業務に関わる設計図書等を受領いたしました。
なお、資料の紛失、損傷につき一切の責任を負い、令和5年3月7日までに返却いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

（受領者が代表者以外の場合）

受領者氏名

印

誓 約 書

令和5年2月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住 所
申 請 者 商号又は名称
代 表 者 氏 名 ⑩

私は、令和5年2月15日付けで入札公告された 第委4-73号 送水管路（弘前地区）弁類点検整備業務委託（令和5年度）の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。） 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。